

規格・基準等の事前意図公告

〔この公告は、貿易の技術的障害に関する協定第2条9.1に基づくものです。〕

電波法施行規則等の一部改正

下記のとおり電波法に基づく技術基準を改正する予定ですのでお知らせします。ご意見のある場合は、下記要領で理由を付して文書によりご提出下さい。

記

1 件名

電波法施行規則等の一部改正

2 対象品名

ミリ波レーダーシステム

3 趣旨及び目的

近年、ミリ波デバイスの普及により、小電力センサーとしてミリ波を利用するシステムのニーズが高まっている。特に、60GHz帯は免許不要帯域で非常に広い帯域が利用できることから、指先の動きを検知するモーションセンサや、人体表面のわずかな動きを捉えることで心拍数や心拍間隔を計測する生体情報センサ等の高精度な測位機能をもつ広帯域センサーの利用が期待されている。

今回の改正は、広帯域センサーの更なる用途拡張のため、センサー同士の共存性に優れ、無線装置としての消費電力が比較的低いといった利点のあるパルス方式のセンサーの導入するため、技術基準の改正を行うものである。

4 施行予定日

令和3年7月

5 意見提出先

総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

電話：03-5253-5896

6 意見提出期限

WTO事務局から配布された後60日間